

○第35回農薬第二専門調査会（非公開）

日時：令和6年11月18日（月）13：58～16：24

議事概要：

（1）農薬（グルホシネート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、グルホシネートの許容一日摂取量（ADI）を0.0091 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.01 mg/kg 体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\* 除草剤で、りんご、もも等に使用します。今回、小麦、ばれいしょ等への新規登録申請、鱗茎類（にらを除く）及びひまわり（種子）への適用拡大申請並びにインポートトレランス設定（綿実及びホップ）の要請がされています。